

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
財務部 資産税課
指 摘
ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免について、初年度のみ減免決定に係る起案を行い、当該減免が継続となる場合、翌年度以降については減免決定に係る起案を行わずに減免していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の生活保護法の規定による生活扶助を受けている者に対する固定資産税及び都市計画税の減免の取り扱いについては、毎年度、社会福祉事務所に生活保護の受給状況を確認し、生活保護の廃止や停止によって減免が解除となるものについては、解除に係る起案を行い決裁を受けていた。令和7年度からは、継続となる場合についても、減免決定に係る起案を行うこととし、令和7年3月21日付で決裁を受けた。 今後とも、富山市市税条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。